

マスク及びアルコール消毒製品の 転売規制解除について (令和2年8月25日閣議後会見)

<衛藤内閣府特命担当大臣より>

消費者及び食品安全担当大臣として、新型コロナウイルス感染症への対応について発言します。本日の閣議において、「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が厚生労働省、経済産業省、国税庁及び消費者庁の共同請議により閣議決定されましたので、ご報告します。本政令に基づき、8月29日(土)以降、マスク及びアルコール消毒製品の転売規制が解除されることとなります。現在、マスク及びアルコール消毒製品については、いずれも供給量が大幅に増加し、市中での購入が可能な状況となっています。転売規制は強力な私権の制約であり、国民生活安定緊急措置法の規定※を踏まえ、需給のひっ迫が改善されれば解除すべきものであるため、今般、マスク及びアルコール消毒製品の両方について規制を解除することとしました。転売規制の解除後も、引き続き需給の状況を注視し、仮に高額転売が横行してこれらの製品の購入が困難な状況となれば、関係省庁とも連携し、国民生活安定緊急措置法の要件に従って、転売規制の再実施についても検討いたします。いずれにせよ、引き続き必要な方に必要な物資が安定的に供給されるよう、適切に対応してまいります。

(終)